

平成26年12月10日

産業建設常任委員会 会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成26年12月10日
開会 17時05分 閉会 17時46分
- 2 場 所 幕別町役場 5階会議室
- 3 出席委員 5名
委員長 藤原 孟
副委員長 藤谷 謹至
委員 岡本 眞利子 牧野 茂敏 野原 恵子
- 4 傍 聴 者 小島 智恵 中橋 友子 増田 武夫 佐藤 記者(勝毎)
- 5 説 明 員 副町長 高橋 平明 水道部長 佐藤 和良
水道課長 須田 明彦 庶務係長 佐々木 洋
水道工務係長 島崎 武志
- 6 事 務 局 局長 野坂 正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木 慎司
- 7 審 査 事 件 1 付託議案の審査について
議案第71号 幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例
2 所管事務調査項目について
3 その他
- 8 審 査 結 果 別紙

委員長 藤原 孟

(開会 17:05)

- 委員長（藤原孟） ただいまから、産業建設常任委員会を開会いたします。議題は議案第71号であります。それでは本委員会に付託されました議案第71号 幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。まず町側の説明を求めます。水道部長。
- 水道部長（佐藤和良） 議案第71号 幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。本会議場におきまして、副町長から提案説明をさせていただいておりますので、重複する部分もありますが、私の方から改定までの経緯について説明をさせていただき、その後担当課長から説明資料に基づき説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、資料1ページの水道料金改定について、でございます。

水道は、町民の生活に密接に関連し、その生活や健康を守るためには欠かすことのできないものとして、高い安全性と安定した給水サービスが、基本的使命であります。

幕別町の上水道区域内の水道水は、過去、猿別川からの取水と十勝中部広域水道企業団からの受水により供給しておりましたけれども、浄水場施設の老朽化や水源の水質の問題などにより、平成20年度から十勝中部広域水道企業団からの全量受水に切り替えております。

水道事業は、地方公営企業法に基づく事業として、公共の福祉と、企業経営の基本原則にのっとり、経営に要する経費は収入をもって充てるいわゆる独立採算が原則となっており、企業としての経済性を発揮し、財政収支の均衡を図りながら、健全な経営に努めなければならないものであります。

現行の水道料金につきましては、平成19年11月に幕別町使用料等審議会から平均14.51%値上げすることが妥当との答申をいただき、議会の議決を経た後、平成20年6月の水道料金から現在の料金に改定させていただいております。

水道料金の改定以降、財政の収支均衡を維持すべく事業経営の効率的運営に努めてまいりました結果、累積欠損金については、平成21年度末の10億1153万2千円をピークに、平成25年度末には6億7372万3千円まで減少しております。

その主な要因としては、一つ目といたしまして、給水件数及び給水量の増によりまして、給水収益が増加したこと。二つ目といたしまして、補償金免除繰上償還により、低利の企業債に借り換えたことにより支払利息が減少したこと。三つ目といたしまして、平成20年以降も引き続き「高料金対策補助金」の対象となったことにより収益が増えたことなどであります。

また、地方公営企業会計制度が見直されまして、固定資産の取得に要した補助金等は、長期前受金として収益化することとなり、過去に交付された補助金等については、平成26年度期首に収益化することにより、今年度末には、累積欠損金が解消する見込みとなりました。さらに損益ベースでは、長期前受金により、平成27年度以降も引き続き黒字が見込まれますことから、料金を改定するものであります。

このようなことから、今回、幕別町水道事業の経営健全化と適正料金につきまして、幕別町使用料等審議会に諮問させていただきまして、11月7日に諮問どおり改定するこ

とが妥当であるとの答申をいただきましたことから、このたび、水道使用料金の改定を行うべく議会に提案をさせていただいたところであります。

料金の改定内容につきましては、現行の口径別水量料金1立方メートル当たり240円を30円値下げし210円に改定するものでありまして、改定率では、12.5%の改定となります。また、臨時給水の料金につきましても、一律に12.5%値下げするものであります。

使用料全体での改定率といたしましては、平成26年度当初予算と比較いたしますと、11.37%の値下げとなるものであります。

なお、改定の時期につきましては、平成27年4月検針分使用料金からとし、5月末納期の料金から適用しようとするものであります。

以上、改定に至りました経緯について簡単に説明させていただきました。この後は、担当課長から資料の内容について説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○ 委員長（藤原孟） 水道課長。

○ 水道課長（須田明彦） それでは、資料の内容につきましてご説明させていただきます。

水道料金改定説明資料の1ページと2ページの、水道料金の改定理由及び水道料金の改定内容と基本的考え方については、ただいま部長から説明させていただいたとおりです。2ページ後段の水道料金の改定期間につきましては、できるだけ長期間安定した料金とさせていただくために、5年間として設定させていただきました。

3ページにつきましては、水道料金の新旧対照表となっております、改定料金につきましては消費税を含んだ内税となっております。

5ページをお開きいただきたいと思います。

資料2「水道事業財政収支計画」現行料金であります。

この資料は、現行の料金で算定した場合の今後5年間の収入及び支出の試算を行った表となっております。

表につきましては、上段の企業の経常的な経営活動により発生する収入と支出を表した収益的収支、これについては税抜で表示しております。それと、下段の資産の取得に係る企業債や補助金等の特定収入と施設整備に要する建設改良費や企業債の償還費用などの支出を表した資本的収支に分けて試算しています。資本的収支については消費税を含んだ表示となっております。

はじめに収益的収支からご説明いたします。

表中段の、網かけをしておりますけれども、未処分利益剰余金の欄をご覧ください。

この欄の前年度実績、平成25年度という一番左側の欄ですが、ここにつきましてはマイナス6億7372万3千円となっております。これは、未処分利益剰余金の欄でございますので、平成25年度の決算におきましては6億7374万8千円の累積欠損となっておりますが、先ほど部長から説明がありましたように、平成26年度から地方公営企業会計制度が見直され、過去に固定資産の取得に要した補助金等を長期前受け金として収益化することになりますことから、平成26年度の移行処理で、営業外収益、営業外収益は収益の欄の下の所でございます。移行処理平成26年度当初というところをご覧くださいと思います。その営業外収益の欄です。長期前受金14億1872万8千円を戻入すること

によりまして、累積欠損金が解消し7億114万7千円の未処分利益剰余金を計上できる見込みであります。

また、平成26年度期中におきましては、約1億3821万7千円の当年度利益を見込んでおります。

次に料金算定期間であります平成27年度から平成31年度までの5カ年の試算について説明いたします。

表の上段、営業収益でございます。営業収益については、ほぼ平成26年度当初並を見込んでおりますが、平成27年度と平成28年度に前年度に比較しまして約400万円ずつ減少しているのは、消費税率の改正に伴うものであります。

営業外収益の内、他会計補助金につきましては、高料金対策補助金で現在の基準では、平成28年度まで交付される見込みです。

長期前受金戻入は、先ほども説明いたしましたとおり、過去に資産の取得に要した補助金等を戻し入れするものです。

営業費用でございますが、中段、収益的収支、中ほどになります営業費用です。営業費用のうち原水及び浄水費では、平成27年度から、十勝中部広域水道企業団の基本単価が改正することになりまして、平成26年度までの1カ月の基本料金の単価は、1立方メートル当たり860円でありましたが、平成27年度からは、1立方メートル当たり80円引き下げられまして、780円となります。この結果、幕別町の基本水量につきましては1万300立方メートルとなっておりますので、これらを掛けますと、年間988万8千円の減額となる見込みです。受水単価につきましては、これまでの1立方メートル当たり27円については変更ありません。

営業外費用の内、企業債利息につきましては、これまでに低利の企業債に借り換えを行ってきたことや、平成25年度からは新規の借り入れを行っていないこと等から、今後も減少が見込まれます。

料金算定期間5年間の未処分利益剰余金の合計は、現行料金でまいりますと約12億9489万1千円となります。

次に下段の資本的収支でございます。

収入では、期間中、施設整備に係る新規の起債借り入れは行わず、経費の節減に努めたいと考えております。

国庫補助金につきましては、施設整備に要する補助金であります。出資金は、国庫補助金に伴います、町からの出資金であります。負担金は、水道施設の移設負担金です。道路事業に伴います移設負担金であります。

建設改良費につきましては、緊急貯水槽の整備や無水地区解消に係る施設整備及び札内配水地の耐震化事業などに要する費用でございます。

主な施設整備内容につきましては、7ページの資料4をご参照いただきたいと思います。

償還金につきましては、過年度に実施した施設整備の為に借り入れた起債の元金償還額であります。

各年度の支出に対する収入の不足額については、過年度損益勘定留保資金で補填する

ものであります。

続きまして、6ページの資料3 財政収支計画改定料金案についてご説明させていただきます。

先ほど説明させていただきました現行料金による財政収支試算を元に、水量料金を1立方メートル当たり30円引き下げた場合の財政収支計画であります。

水量料金単価を1立方メートル当たり30円引き下げることにより、料金算定期間中平成27年度から平成31年度までの5カ年におきましては、各年度約6000万円弱減少し、5カ年合計では、約2億8000万円の減少となる見込みです。

この結果、当年度純利益、当年度純利益は収益的収支最後から二段目、網かけした部分です。未処分利益剰余金の上の欄が当年度純利益の欄になりますが、当年度純利益につきましては各年度とも確保しておりますが、本業の営業収支では、各年度とも約4億3000万円程度の営業収入に対しまして、営業費用が約4億8000万円程度となっております、約5000万円の損失となる見込みでございます。これにつきましては営業外収益を持って補っております、算定期間中の純利益の合計は、約1億8091万9千円を見込んでおります。

今後でもできるだけ低廉な水を、安定して給水するために、効率的な財政運営に努め、収支の均衡を図ってまいりたいと考えております。

その他の収支につきましては、先ほどご説明させていただきました資料2の内容と変わりありませんので説明については割愛させていただきます。また、資本的収支につきましても資料2と同じ内容となっておりますので割愛させていただきます。

その他の資料でございますが、4ページの資料1は、幕別町上水道事業のこれまでの沿革でございます。

8ページの資料5は、これまでの水道料金の改定経過でございます。今回の改定によりまして、消費税を除いた金額は、改定後の水量料金210円から消費税8%を除きますと、税抜価格につきましては1立方メートル当たり約195円となりまして、平成9年度の改定単価とほぼ同額となります。

9ページの資料6は現行の料金と改定後の料金を十勝管内の市町村と比較した表であります。幕別町のところが二段になっておりまして、上段、現行というのは現在の料金、1立方メートル当たり240円で計算した場合の金額と順位を表しておりまして、幕別町の下段、改定となっているのが改定後の料金、1立方メートル当たり210円で試算した場合の金額と順位となっております。

10ページと11ページの資料7の1と7の2は十勝管内の市町村の水道料金の状況を調査した結果となっております。

12ページの資料8は、一般的な給水口径であります13mm及び20mmにおける使用水量毎に現行料金と改定料金を比較した表となっております。

13ページ資料9は、給水人口、給水戸数及び年間有収水量等の推移を表した資料となっております。

14ページ資料10は平成26年3月における使用水量別の戸数をグラフにした資料となっております。

15ページの資料11は、現在整備されている管路施設の口径別の整備後の経過年数を表した資料となっております、今後の施設の更新の目安となる表であります。

また、下段は十勝管内及び道内の主な市町村の管路延長と給水人口を比較した表となっております、幕別町と同規模の町を比較した場合、給水人口当たりの管路延長が幕別町はやや長くなっており、施設の整備及び維持管理についてはやや不利な条件となっていることが読み取れるところでございます。

以上、水道使用料改定資料について説明させていただきました。

- 委員長（藤原孟） 以上をもちまして町側の説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。意見、質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑ありませんか。乾委員。
- 委員（乾邦廣） 質疑というわけではないのですが、財政計画、5年後の。この数値を見る限りは大丈夫だということはよく分かりますが、先ほど言った営業外収益。他会計の補助金なのですが、これはこういうように入れ替えられる、移行できるようになった理由を。前受金が収入に入る理由というのは。
- 委員長（藤原孟） 水道課長。
- 水道課長（須田明彦） 今回、公営企業会計が改正された背景と言いますのは、これまでも水道事業等公営企業会計につきましては、一般の企業会計と同じように独立採算性を持っておりましてけれども、今般、より透明性のある会計制度を目指すということでさらに企業会計、一般の、民間の企業会計と同じような手法を持って経理を行うという内容で改正をされてまいりました。それまでにつきましては他会計ではなくて、その年度ごとに受け入れた補助金につきましてはその都度償却をしておりましたが、今回の改正によりまして施設整備をすると、法律に定められました年数ごとに減価償却をしていきます。その減価償却の財源として長期前受金を戻入するという内容で変更されたものであります。今までは減価償却は、費用で償却いたしますがそれに係る財源がなかった訳ですけれども、今回の改正によりまして財源として元々受け入れた補助金について、減価償却の期間に合わせて戻入をするという制度に変更になったものでございます。
- 委員長（藤原孟） 牧野委員。
- 委員（牧野茂敏） 今までもこういうことをやっていれば黒字になっていたという意味合いでとってよろしいですか、新しくなる前。手法として。今までそういう会計をやられていなかったからあれだけでも、実際は今までも収入に組み込まれていれば黒字で進んできたのかどうか。
- 委員長（藤原孟） 水道課長。
- 水道課長（須田明彦） どこに現金が残っているかということでありまして、今までの決算の中では長期の未処分利益剰余金についてはこれまでも累積損失として表れておりましたが、実は決算書にも表れていたとおり現金では残っていた訳ですよ。過去に受け入れたものについてどう操作するのかというのはそれぞれの会計規定に基づいて定められた手続きでやらなければなりませんので、今までの会計規定で参りますとその分については現金として受け入れていましたけれども、預り金として受け入れるのか償却できる現金として受け入れているのかの違いでありましたので、今度からは一回預かって

において、減価償却に応じて戻入をするということになりますので、現金の量として変わっている訳ではありません。その辺が誤解をされるところなのですが、財布の中身が変わったわけでは決してなくてですね、会計上、帳簿上どのように経理を行うかというところが変わったものでございます。ですから、今までの会計の規定におきましては、長期累積損失が出ておりましたけれども、会計操作が変更されたことによりまして過去に受け入れた補助金等につきましては長期前受金として一回貯めておいて、それを減価償却に合わせて戻入するという方式に変わったということでございます。

- 委員長（藤原孟） 野原委員。
- 委員（野原恵子） 色々な言葉を使っているのですけれども、結局現金はありました。だから水道料金は引き下げに至ったという押さえで良いといことでしょうか。
- 委員長（藤原孟） 水道部長。
- 水道部長（佐藤和良） 私の方で最初に三つほど、今回収益されたことについて、収益の中身について説明させていただきました。会計上は黒字、プラス側に今回出てきて、計算方法として出てきたということなのですが、今回値下げさせていただける理由としては、給水件数が増えてきたとか使用量が増え、使ってくれる人が増えてきた。それから繰り上げ償還をしてきたこと。それから高料金対策補助金が、当初もっと早い時期に対象にならないのではないかと思ったのですが、平成28年度までは高料金対策補助金の対象になっていくだろうという見込みもございまして、そういった好転する、単年度でいうと黒字側にあるという状況が今後も続くことが見込まれましたので、そういったことについていくら下げられるのかという計算をしてみました。

今までは平成21年度では10億1153万2千円という未処分利益剰余金というものがありましてマイナス側にそれだけ大きなものがあつた。しかし片一方には補助金等計上しないものがそこにありまして、そういった計算上、会計上はマイナス側に負債があるとなっておりますので。それと単年、単年とそれが減ってきている状況がこれからも続くだろうと。6億7千万円まで減ってきましたので、こういった見通しの中で単年会計でいけば今後も黒字化が続くだろうということで、ではどれほど下げることが可能なのかということで試算した結果としてこうなりました。その中にちょうど会計の表示、計算方法が変わったということはありませんけれども、基本的には収支そのものがプラス側にここ数年転換してきている。それから未処分利益剰余金が、マイナス側にあつたものが圧縮されて減ってきた、総じてプラス側に転じてきたという状況です。会計方法が変わって一気に黒字になったということではなくてですね、それは計算上の表現として、計算方法にしていくと大きな数字になって出てきたということでございます。

- 委員長（藤原孟） 野原委員。
- 委員（野原恵子） もう一点きいてもよいですか。いつも水道料金引き下げの時に質問していた時に、高料金対策のその部分が不動であるから、なかなか引き下げも出来ないということも今まであつたと思うのですが、今のお答えでは3年間ないだろうと。今3年から5年を基準として現状で行くということでしたけれども、その後の高料金対策がどのように変更になってもこの5年間は続けて行きたいということにつながるのでしょうか。

- 委員長（藤原孟） 水道課長。
- 水道課長（須田明彦） 高料金対策補助金につきましては、現在の平成26年の総務省から示された基準に基づいて算定されておりまして、今の基準のまま続きますと平成28年度までは頂けるものと考えております。ご質問のとおりここで高料金対策補助金が、ここで頂けなくなったとしても5年間については営業収益においては赤字になってしまいますけれども、営業外収益を含めた純利益では黒字を見込んでいる所でございますので、5年間についてはこの今回試算した内容で行えるものと考えております。
- 委員長（藤原孟） ほかに質疑はありませんか。なければ議案第71号に対する質疑は以上で終了させていただきます。説明員の方ありがとうございます。説明員が退席されますので暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

- 委員長（藤原孟） 休憩前に引き続き会議を開きます。本議案に対する各議員のご意見を伺います。ご意見のある方は挙手をお願いします。野原委員。
- 委員（野原恵子） 今、資料で見ましても幕別の水道料金は、他町村から比べてもまだ高いほうにあるのかなと思います。でもこの間、このように10立方メートル当たり300円の引き下げというのは町民にとっては、今まで何でも引き上げになっている中で引き下げということでは大変喜ばれているという状況もありますので、今回の水道料金の改定に対しては賛成をしていきたいと思えます。
- 委員長（藤原孟） 分かりました。ほかに意見ありませんか。牧野委員。
- 委員（牧野茂敏） 今、野原委員が言われるとおり、町民はこういうことをやっていただけると歓迎される。もう一つは、財政収支計画が見る限りきちんとされている。当面は値下げの方向で私は良いと思えます。
- 委員長（藤原孟） ほかにありませんか。副委員長。
- 副委員長（藤谷謹至） 排水管の延長距離が人口に比べて長いということで補修等を含めた将来のことを考えるとやはり慎重に考えるべきだとも思えますし、しかし今回の料金改定でそれらを直すときにも、突然の支出にも対応できるような体制であるならば今回の改定は必要で、いいことだと考えております。
- 委員長（藤原孟） ほかに意見ありませんか。岡本委員。
- 委員（岡本眞利子） 今回の値下げに関しては、やはり町民の方々にとってはいつも幕別町の水道料金は高いということが頭からありましたので、若干でも町民に還元できるということが大きな利点ではないかと思えますので、この条例に対しましては私は賛成ができると思えます。以上です。
- 委員長（藤原孟） 各委員の皆さんの意見は賛成ということでありますので、討論に入らないでこれより採決をいたしたいと思えます。

議案第71号 幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例、原案のとおり決することに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

- 委員長（藤原孟） 異議なしと認めます。それでは議案第71号 幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例につきましては原案のとおり可決いたしました。なお、本件の

報告書につきましては委員長と副委員長に一任していただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(よいの声あり)

- 委員長（藤原孟） それではそのようにさせていただきます。これで議案第71号につきましては終わります。

続きまして第2、所管事務調査項目について。意見ありましたらお願いいたします。

- 委員（岡本眞利子） 項目にはないのですけれども、新庁舎が建設されていることと、町民会館の耐震化が行われていますので、そこを視察するというのを考えていきたいと思うのですけれども。
- 委員長（藤原孟） ケという項目で建築ということで、過去には道新の総合印刷、耐震ということで見に行きましたけれども、それは副委員長と前向きに決めます。まだほかに意見ありますか。野原委員。
- 委員（野原恵子） エの労政及び消費生活に関する事項をお願いしたいと思います。例えば携帯や何かで、色々な犯罪に関わるようなことも、消費生活の中で相談員の中にあるのではないかと思うのですよね。そういうようなこともありましたら、相談件数ですとか相談内容などから町民の暮らしも見えてくるのではないかと思いますので、消費生活相談員の説明もお聞きしたい。
- 委員長（藤原孟） エに関しては担当者と詰めまして積極的に取り入れたいと思います。岡本委員から新庁舎と町民会館。建設途中だけれども見たいということなのですよね。基礎は二度と見られないものですからね。以上、所管事務調査につきましてはエとケ、この二点につきまして行いたいと思います。日程等につきましては副委員長と決めまして皆さんに連絡したいと思います。

続きまして3、その他につきまして皆さんから何かありますか。ないということで、それでは以上をもちまして産業建設常任委員会を閉会いたします。

(閉会 17:46)